

「テーマ 安全管理審査への対応状況について」**1. 監査の目的**

平成 15 年 10 月の電気事業法改正により、定期事業者検査（以下定事検）及びそれに対する定期安全管理審査（以下安管審）が義務付けられ、当社では、柏崎刈羽 6 号機の第 6 回定期検査（昨年 7～11 月）から受審が始まった。この安管審に対し、組織としての対応体制、業務実態等が実効的、効率的であるか、また、審査結果を受けて、検査業務全体の品質マネジメントシステム（以下 QMS）が改善され、原子力安全の実現に向けた活動が適切に行われる仕組みとなっているかを確認することを目的として監査を実施した。

2. 監査結果総括

- 安管審の受審実績としては、柏崎刈羽が先行し、福島第一、福島第二の順に審査実績が積み上げられており、それぞれにおいて確実な対応を進めていた。総括すると以下のとおりである。
 - ・3 発電所とも、対応業務全般について、それぞれ 3 次マニュアル等を制定し、業務を遂行
 - ・発電所により、定事検（含む安管審）への対応状況に相違あり
 - ・初期の混乱は、号機を追う毎に解消され、受審対応に関わる業務負荷も大幅に減少
 - ・説明責任を果たすべく、エビデンスを示すための文書や記録等の整備に労力が傾注
 - ・業務負荷は、「原子力安全基盤機構（以下 JNES）」の審査チームの違いにより受ける影響大

3. 事実確認結果**（1）定事検要領書（以下検査要領書）の作成・改訂及び検査の検証**

- 3 発電所とも、ルールに基づき業務を遂行していた。

a. 検査要領書の作成・改訂

- ・発電所の品質管理 G は、「検査要領書サンプル」または「検査要領書審査の手引き」を適宜改訂し、検査実施 G は、それを元に「検査要領書」を作成・改訂していた。

b. 品質管理 G による検査の検証**① 検査要領書の審査**

- ・3 発電所とも、受審当初は、検査実施 G が作成した区分 A～C すべての検査要領書に対し、審査を実施し、検査実施 G を指導。その後は審査対象範囲を縮小または検討中。

注：（定事検の区分）A: METI 立会等の検査、B: JNES 立会等の検査、C: A、B 以外の検査

② 定事検への立会い等

- ・福島第一及び柏崎刈羽は区分 A～C から選定した検査、福島第二は区分 A、B すべての検査について、検査実施 G が行う検査に立会い、その実施状況を確認し、適合性の確認・改善指導を実施中。

（2）役割及び責任・権限

- 検査実施 G への支援に対する品質管理 G の考え方、JNES の指摘事項に対する回答方針決定プロセス及び同プロセスへの発電所上位職（ユニット所長、各部長等）の関与について、確認した結果、発電所毎に特徴があったが、適切に実施されていた。

（3）本店、他発電所との連携、水平展開

- JNES からの指摘事項等の情報共有・水平展開について確認した結果、3 発電所とも事実確認シートの確定版を、METI 情報として相互に送付し活用することは、ほぼ的確に行っていた。
- また、定事検（含む安管審）対応業務の標準化については、考え方、業務フロー等を 3 発電所間で標準化すべくピア活動で継続検討中であった。

（4）業務負荷の削減状況

- 新検査制度開始当初は、著しい業務負荷の増加があったことから、現在の状況について、実務者の実感及び課題認識を中心に聞き取りを行った。

a. 業務負荷の推移

- ・3 発電所とも、初号機では戸惑いや混乱もあり、負担感を感じたものの、その後は対応方法も定着して業務負荷は軽減していた。

b. 負担感の要因

- ・3 発電所とも、負担感の要因として、検査要領書の作成・改訂作業、情報の周知と周知記録の作成、記録・資料類の管理などを上げていた。なお、検査自体は従来と変わらず、業務負荷増が、品質や安全に直接結びつくものではないことが、やらされ感となっている。

c. 人的資源上の課題

- ・3 発電所とも、現状、業務負荷が落ち着いてきたことから、少なくとも安管審に関する業務領域においては、人的資源の不足を感じていないとの声が多かった。ただし、急峻な負荷増対応のために、一時的な要員配置を行ったことが前提であり、適正化の検討が望まれる。

（5）新検査制度導入と当社の QMS

- JNES の指摘事項自体が的確か、当社にとって改善に有効なものかを視点として聞き取りを行うとともに、新検査制度に対する問題点について確認を行った。

a. JNES の指摘事項に対する受けとめ方と、当社の QMS の改善状況

- ・JNES の指摘により、当社の QMS が改善し、品質や安全が向上することが期待されていたが、今回の聞き取り結果からは、改善に有効な指摘はほとんどなかったという声が多かった。
- ・また、文書や記録に関わる業務に傾注するあまり、品質や安全に直結するような改善に手が付けられないというマイナス面から、業務品質の水準は向上していないという声が多かった。

b. 検査制度としての問題点

- ・制度としての問題点を聞き取りしたが、現在、国／JNES／電事連が進めている、「検査制度改善作業プロジェクト」で取り上げている項目以外に、新規には抽出されず。

以 上